

総評相第 86 号
平成 27 年 3 月 27 日

厚生労働省年金局長 殿

総務省行政評価局長

健康保険及び厚生年金保険の滞納保険料に過誤納付が判明
した場合の延滞金の取扱いについて（あっせん）

当省では、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 21 号に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、当省に対し、「健康保険及び厚生年金保険（以下「健康保険等」という。）の保険料に、請求し過ぎ、又は払い過ぎによる納付（以下「過誤納付」という。）がある場合、日本年金機構では、納付すべき保険料額を超えている部分は、「保険料の繰上げ納付」とみなして、将来 6 か月間の保険料に充当処理している。一方、滞納している保険料（以下「滞納保険料」という。）に過誤納付が判明した場合には、延滞金は当初の滞納保険料を基に計算され、実際の保険料を基に計算される延滞金との差額部分は、将来の保険料に充当処理されることもなく、また、還付も行われぬ。このような処理方法は、国民感情として納得できるものではないので、保険料を遡及・更正した上で延滞金を計算すべきである。」との申出がありました。

この申出について、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議において、民間有識者の意見を聴取するなどにより検討した結果、下記のとおり、当省としては、健康保険等の滞納保険料に過誤納付が判明した場合の延滞金の取扱いにおいては、保険料等の徴収事務を適正に行う観点から、過誤納付が判明した滞納保険料を遡及・更正した上で延滞金を計算することが適切であり、貴省において、そのための措置を講ずる必要があると考えますので御検討ください。

なお、これに対する貴省の措置結果等については、平成 27 年 6 月 29 日までに当省に回答してください。

記

I 調査結果の概要

1 社会保険等における過誤納付があった場合の取扱い

本件相談の対象となっている健康保険等並びに国民健康保険、国民年金といった社会保険及び国税における過誤納付があった場合の取扱いをみると、表－1のとおり、健康保険等については、保険料額及び延滞金額は遡及・更正されないが、そのほかの社会保険である国民健康保険等については、保険料額及び延滞金額が遡及・更正され、被保険者に還付されることとされており、このような取扱いが行われている根拠は、次のとおりである。

- ① 健康保険等の場合には、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 164 条第 2 項又は厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 83 条第 2 項の規定により将来の保険料に充当することしか記されていない。
- ② 国民健康保険の場合には、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 79 条の 2、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 3 並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 17 条及び第 17 条の 2 による。
- ③ 国民年金の場合には、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 95 条による。
- ④ 国税の場合には、国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 15 条、第 23 条、第 24 条、第 56 条第 1 項、第 57 条及び第 60 条第 3 項による。

表－1 社会保険等における保険料等における過誤納付があった場合の取扱い

区分	事務の扱 者又は保 険者	遡及して の更正手 続につい て(再度の 保険料 (税)額の 決定)	実際の保険料 額との超過分 (差額分)の 取扱いにつ いて	過誤納付がある場合の延 滞金の取扱いについて		過誤納付 があった 場合の還 付に関す る法令上 の規定の 有無
				延滞金 (税)額 の更正等	滞納保険料・ 延滞金への充 当等	
健康保険等	日本年 金機構	しない	将来の保険 料に充当又 は納付者に 還付する	しない	しない (注 2)	無
国民健康保 険(注 3)	市町村	する	納付義務者 に還付する	する	する	有
国民年金	日本年 金機構	する	被保険者に 還付する	する	する	有
国税	国税庁	する	納税者に還 付する	する (注 4)	する	有

- (注) 1 本表は、当局の調査結果に基づき作成した。
 2 健康保険等の過誤納付分については、将来の保険料に充当することとされている。
 3 「国民健康保険」欄については、延滞金に係る条例を定めている市を例としている。
 4 国税庁では、未納の税額が更正されれば、未納の税額により計算されることになる延滞税額も更正されるとしている。

2 改善の必要性

日本年金機構が健康保険等の保険料を徴収する場合、滞納保険料に過誤納付が判明したときには、延滞金額は更正されないが、健康保険法第164条第2項又は厚生年金保険法第83条第2項の規定により、納付すべき保険料額を超えている部分を将来の保険料に充当処理することとされている。

これに対する行政苦情救済推進会議の意見は、次のとおりである。

- ・ 滞納保険料はしっかり徴収するが、過誤納付を原因として徴収し過ぎとなった延滞金額を遡及・更正しないといった取扱いは均衡を欠いているのではないか。
- ・ 還付に係る事務は膨大になるとは考えられず、事務的には対応可能ではないか。
- ・ 健康保険法等において還付に係る明確な基準が設けられていない以上、本件のようなケースにおいては一般法理で対応することも可能ではないだろうか。
- ・ 滞納保険料額に過誤が生じた場合は、保険料額を更正することをもって延滞金額も更正すべきである。

以上の意見を踏まえ、現行の処理方法については、日本年金機構が被保険者の報酬月額を基に算出する保険料を毎月約175万事業者からの確に徴収するといった観点から行われているもので、一定の合理性があるとみられるものの、保険料額に過誤がある場合、徴収者である保険者は、納付者の利益になるよう解決する方向で検討すべきではないかと考える。

また、厚生労働省では、適用事業所の事業主が保険料を滞納しており、かつ、必要な届出を省令で定められた期間内に提出しなかった場合、健康保険料の納付率が約97%、厚生年金保険料の納付率が約98%であることを考えれば、このような事象は一般的な事例ではなく、その発生原因の一端は、事業主側にもあるものと考えていると説明している。

したがって、厚生労働省は、健康保険等の保険料について適正な徴収事務を行う観点から、日本年金機構に対し、事業者から滞納保険料の延滞金を徴収するに当たっては、次の措置等を講ずるよう指導する必要がある。

- ① 事業者から滞納保険料に過誤納付の申出がある場合には、過誤納付の原因となった届出に基づく保険料額から算出した延滞金を適用すること。
- ② 事業所に対して、保険料及び延滞金の計算方法を広く周知するとともに、被保険者資格(標準報酬含む。)に係る届書の提出漏れについて注意喚起すること。

II 説明

1 制度の概要等

(1) 保険者等

ア 保険者、業務委任等

健康保険の保険者は、健康保険法第4条の規定に基づき、全国健康保険協会（以下「健保協会」という。）とされている（注）が、被保険者の資格の取得等の確認、標準報酬月額等の決定及び保険料の徴収並びにこれらに附帯する業務は、同法第5条第2項の規定に基づき、厚生労働大臣が行うこととされ、さらに、これら業務は、同法第204条の規定に基づき、日本年金機構に委任されている。

また、厚生年金保険は、厚生年金保険法第2条の規定に基づき、政府が管掌することとされているが、被保険者の資格の取得等の確認、標準報酬月額等の決定及び保険料の徴収並びにこれらに附帯する業務は、同法第100条の4第1項の規定に基づき、日本年金機構に委任されている。

これら規定により、健康保険及び厚生年金保険に係る保険料の徴収等の業務については、日本年金機構が一体として取り扱うこととされている。

（注）健保協会のほか健康保険組合も保険者となっている。

イ 被保険者

健康保険の被保険者は、健康保険法第3条第3号の規定に基づく適用事業所（注）に常時使用されている75歳未満の従業員とされ、また、厚生年金保険の被保険者は、厚生年金保険法第6条の規定に基づく適用事業所（注）に常時使用される70歳未満の従業員とされている。

（注）健康保険等の適用を受ける事業所を指し、健康保険法第3条第3号又は厚生年金保険法第6条に基づき健康保険等が強制適用される事業所と、健康保険法第31条、あるいは厚生年金保険法第6条第3項に基づき事業主が健康保険等に任意で加入する事業所の2種類がある。

(2) 保険料の徴収

健康保険等の保険料は、健康保険法第48条又は厚生年金保険法第27条に基づき、事業主が日本年金機構に届け出た従業員の報酬（基本給、通勤手当、残業手当等を加えたもの）により決定される標準報酬月額等に一定の保険料率を乗じて算出され、日本年金機構が事業主から徴収することとされている。

また、この保険料は、被保険者及びその事業主が、それぞれ保険料額の1/2を負担することとされ、事業主が毎月の保険料を翌月末日までに納付しなければならないこととされている。

なお、健康保険料及び厚生年金保険料の収納等の状況は、表-2のとおりである。平成24年度の場合、保険料収納率は、健康保険が96.9%、厚生年金保険が98.1%となっている。

表－ 2

健康保険料及び厚生年金保険料の収納等の状況

区 分		平成 22 年度	23 年度	24 年度
保険料収納未 済額 (億円)	健康保険	2,541	2,457	2,351
	厚生年金保険	4,770	4,502	4,205
保険料収納率 (%)	健康保険	96.3	96.5	96.9
	厚生年金保険	97.8	98.0	98.1
健康保険・厚生 年金保険の適用 状況	適用事業所 A (社)	1,748,578	1,745,027	1,758,192
	滞納事業所 B (社)	162,461	162,735	154,013
	割合 B/A (%)	9.3	9.3	8.8

(注) 本表は、当局が厚生労働省の資料に基づき作成した。

(3) 保険料に過誤納付が発生した場合の処理

事業者から納付された保険料に過誤納付が発生したとき、保険料を徴収する日本年金機構は、健康保険法第 164 条第 2 項又は厚生年金保険法第 83 条第 2 項にある「納付すべき保険料額を超えていることを知ったとき、(略)その超えている部分に関する納入の告知又は納付を(略)6 月以内の期日に納付されるべき保険料について納期を繰り上げてしたもののみなすことができる。」との規定に基づき、事業者が納付することとなる将来の 6 か月間の保険料を納付したものとみなす、いわゆる充当処理が行われている(保険料額を遡及・更正をした上で、納付すべき保険料額を超えている部分を納付者に還付しなければならないこととはされていない)。

厚生労働省では、過誤納付が発生した場合で、将来の保険料に充当できない場合(事業所の全喪など)及び事業主から申出があった場合は、還付することとしているが、単に事業主が資格喪失届を適時に提出しなかったことにより過誤納付が生じ、事業主からの還付の申出がない場合には、保険料額を遡及・更正せずに将来の保険料に充当処理することとしている。

(4) 延滞金の処理

保険料を滞納した場合、保険者は、健康保険法第 181 条又は厚生年金保険法第 87 条の規定に基づき、決定されている保険料額及び滞納日数(納付期限の翌日から完納の前日まで)に応じ、延滞金を徴収することとされており、徴収された延滞金は、年金特別会計の業務勘定(注)の歳入になる。

滞納保険料に過誤がある場合、保険者が滞納保険料額を遡及・更正しなければ、延滞金額も遡及・更正されず当初の額のままで徴収されることになる。

(注) 業務勘定とは、健康保険等の事業における適用・徴収・給付業務等に係る収支を経理するものである。

2 厚生労働省の意見

健康保険料及び厚生年金保険料は、毎月 20 日頃に前月分保険料を当月末日を法定納期限として納入告知を行っている。その計算に当たっては、各適用事業所の前月末時点の全被保険者の、直近の標準報酬月額総和に保険料率を掛けることにより保険料額を算出しており、極めて短期間に約 175 万事業所の保険料を調査決定しているところである。

健康保険法第 164 条第 2 項及び厚生年金保険法第 83 条第 2 項の規定においては、過誤納付額を 6 か月以内の期日に納付されるべき保険料について期限を繰り上げて納付したものとみなすことができるとしている。この仕組みは、一旦決定した保険料額を届出の都度一々遡及・訂正するのではなく、将来に向けて是正することにより、効率的な事務処理を可能とするものであり、大量のデータを短期間で連続的に処理する上で、合理的なものと考えている。

本件相談は、事業主から遡及した届出が提出されたことにより、滞納している保険料に過誤納付分が発生した場合の延滞金の取扱いに係るもので、遡及した届出に基づき保険料本体を遡及して更正する仕組みとなっていないため、延滞金が当初決定された保険料によって計算され、高額となってしまうことに対する相談である。

このような事象が発生するのは、適用事業所の事業主が保険料を滞納しており、かつ、必要な届出を省令で定められた期間内に提出しなかった場合である。健康保険料の納付率が約 97%、厚生年金保険料の納付率が約 98%であることを考えれば、このような事象は一般的な事例ではなく、その発生原因の一端は、事業主側にもあるものと考えている。

しかしながら、今般、行政苦情救済推進会議の「滞納保険料額に過誤がある場合は、徴収者である保険者は、納付者の利益になるように解決する方向で検討すべきである。」との意見を受けて、総務省行政評価局から「事業者から滞納保険料に過誤納付の申出がある場合には、その申出の原因となった届出に基づく保険料額から算出した延滞金を適用すること。」との指摘をいただいたことを踏まえ、その対応方法について、保険料徴収事務への影響も大きいことから、慎重に検討してまいりたい。